

「FX24 インターネット取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(平成 24 年 3 月 26 日)

現 行	変 更 後
<p>1. (省 略)</p> <p>2. 本取引のルールおよび仕組みについて</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 取引の方法</p> <p>①～④ (省 略)</p> <p>⑤価格の提示方法</p> <p>当社は、取引画面上で、通貨ペア毎にビッド価格とアスク価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買付け、ビッド価格で売付けることができます。円貨建て通貨ペアの場合、当社がお客様に提示するビッド価格は、インターバンク市場のミッド価格(ビッド価格とアスク価格の<u>仲値</u>)を中心として市場の状況に応じて概ね 0.001 円～0.020 円下の価格であり、アスク価格は同様に、概ね 0.001 円～0.020 円上の価格となります。</p> <p>(省 略)</p> <p>⑥決済の方法</p> <p>(省 略)</p> <p>◇為替損益</p> <p>(省 略)</p> <p>例：ユーロ／米ドルの取引で、100 米ドルの差益金が発生し、その時点の米ドル／円レートが [90.000－90.020] の場合、<u>仲値</u>である 90.010 円を乗じて円換算します。</p> <p>「90.010 円×100 米ドル=9,001 円」 が本口座に反映されます。</p> <p>◇ (省 略)</p> <p>⑦～⑨ (省 略)</p> <p>(5) 公租公課</p> <p>①個人のお客様</p> <p>本取引に係る利益は、<u>雑所得または事業所得として総合課税されます。平成 24 年 1 月 1 日以降は、雑所得として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税 15%、地方税 5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益</u></p>	<p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本取引のルールおよび仕組みについて</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 取引の方法</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p>⑤価格の提示方法</p> <p>当社は、取引画面上で、通貨ペア毎にビッド価格とアスク価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買付け、ビッド価格で売付けることができます。円貨建て通貨ペアの場合、当社がお客様に提示するビッド価格は、インターバンク市場のミッド価格(ビッド価格とアスク価格の<u>中間値</u>)を中心として市場の状況に応じて概ね 0.001 円～0.020 円下の価格であり、アスク価格は同様に、概ね 0.001 円～0.020 円上の価格となります。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>⑥決済の方法</p> <p>(現行どおり)</p> <p>◇為替損益</p> <p>(現行どおり)</p> <p>例：ユーロ／米ドルの取引で、100 米ドルの差益金が発生し、その時点の米ドル／円レートが [90.000－90.020] の場合、<u>ミッド価格</u>である 90.010 円を乗じて円換算します。</p> <p>「90.010 円×100 米ドル=9,001 円」 が本口座に反映されます。</p> <p>◇ (現行どおり)</p> <p>⑦～⑨ (現行どおり)</p> <p>(5) 公租公課</p> <p>①個人のお客様</p> <p>本取引に係る利益は、雑所得として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税 15%、地方税 5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降</p>

現 行	変 更 後
<p>と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降3年間、繰越すことができます。</p>	<p>3年間、繰越すことができます。</p>
<p>② (省 略) (省 略)</p>	<p>② (現行どおり) (現行どおり)</p>
<p>3. (省 略)</p>	<p>3. (現行どおり)</p>
<p>4. 禁止行為 (省 略)</p>	<p>4. 禁止行為 (現行どおり)</p>
<p>(1)～(20) (省 略)</p>	<p>(1)～(20) (現行どおり)</p>
<p>(21)通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引を含みます。以下同じ)につき、お客様が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます)が、<u>金融庁長官が定める額(平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ)</u>に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること。</p>	<p>(21)通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引を含みます。以下同じ)につき、<u>個人</u>のお客様が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます)が、<u>想定元本の4%</u>に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること。</p>
<p>(22)通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻におけるお客様が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます)が<u>金融庁長官が定める額</u>に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること。</p>	<p>(22)通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における<u>個人</u>のお客様が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます)が、<u>想定元本の4%</u>に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること。</p>
<p>5. ～6. (省 略)</p>	<p>5. ～6. (現行どおり)</p>
<p>7. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p>	<p>7. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p>
<p>(1)～(2) (省 略)</p>	<p>(1)～(2) (現行どおり)</p>
<p>(3) お問合せ・苦情受付窓口 当社は、お客様からのお問合せ・苦情を次の窓口で受付けております。 サポートセンター 〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番21号 TEL 0120-729-024 受付時間：土日、元日を除く <u>7時30分～23時30分(米国サマータイム期間は7時～23時30分)</u></p>	<p>(3) お問合せ・苦情受付窓口 当社は、お客様からのお問合せ・苦情を次の窓口で受付けております。 サポートセンター 〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番21号 TEL 0120-729-024 受付時間：土日、元日を除く <u>8時～18時</u></p>
<p>(以下省略)</p>	<p>(以下現行どおり)</p>

現 行	変 更 後
<p data-bbox="544 174 802 215"><u>平成 23 年 8 月 15 日</u></p>	<p data-bbox="1238 174 1497 215"><u>平成 24 年 3 月 26 日</u></p>